

林業・異業種連携機械導入支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 林業・異業種連携機械導入支援事業(以下「補助金」という。)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)及び林業・異業種連携促進対策事業実施要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容等)

第2条 事業内容、補助事業者、補助対象経費等は、別表のとおりとする。

(書類の経由)

第3条 補助事業者は、補助金に係る事業実施計画承認申請、交付申請、請求、実績報告等の事務手続については、補助事業者が所在する所管の広域本部長(ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては、所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては、上益城地域振興局長とする。以下、「広域本部長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施計画承認申請)

第4条 要項第3条に定める事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

なお、事業実施計画書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 3社(者)以上から徴取した見積書
- (2) カタログ、仕様書等購入予定機械の性能・規格等が確認できるもの

(事業実施計画の承認及び内示)

第5条 知事は、要項第4条の規定に基づく事業実施計画を承認する場合は、別記第2号様式により補助事業者に通知するものとする。

(事業実施計画の変更)

第6条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

なお、事業実施変更計画書の添付書類は、前4条の規定に掲げる添付書類を提出するものとする。

(事業実施変更計画の承認)

第7条 知事は、事業実施計画の変更を承認する場合は、別記第2号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請、変更申請)

第8条 要項第6条の事業計画書及び第8条の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとし、規則第3条第1項第3号に定める補助事業等の内容及び経費の配分については、別記第1号様式が兼ねるものとする。

(補助金交付決定前着手)

- 第9条 要項第9条第1項の当該承認申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 知事は、前項の補助金交付決定前着手承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定前着手を承認し、別記第4号様式により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の着手)

- 第10条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに別記第5号様式による着手届を広域本部長等に提出するものとする。

(事業の完了)

- 第11条 補助事業者は、事業が完了したときには、速やかに完了届（別記第6号様式の1）を広域本部長等に提出するものとする。
- なお、事業の一部が完了し、事業の全てが完了する前に使用を開始する必要がある場合は、一部完了届（別記第6号様式の2）を広域本部長等に提出するものとする。
- 2 前項の完了届の添付書類は次のとおりとする。
- (1) 契約書等金額を確認できる書類
 - (2) 事業年度、事業名、補助事業者名を標示した林業機械の写真
- なお、アタッチメントの交換を行う場合においても、本体やアーム等標示内容が確認できる場所に標示を行うこととする。

(県の確認検査)

- 第12条 広域本部長等は、前条の規定による完了届又は一部完了届の提出があった場合には、事業実施及び完了の適否について、確認検査を行うものとする。確認検査調書の様式は、別記第7号様式とする。
- 2 前項の確認検査については、次の内容を確認するものとする。
- (1) 契約関係書類（契約書・納品書、支払い明細書等）
 - (2) 導入した機械と仕様書との整合性
 - (3) 導入した機械の管理台帳

(事業実績の報告)

- 第13条 要項第13条第2項第1号の規定に基づく事業実績書は、別記第8号様式とする。
- 2 広域本部長等は、要項第13条第1項の規定に基づく実績報告書の提出があった場合は、確認検査調書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

(概算払の請求)

- 第14条 補助事業者は、規則第16条及び要項第15条第2項の規定に基づき補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書に、出来高調書（別記第9号様式）を添付して知事に提出するものとする。

(事業完了後の機械の管理)

- 第15条 補助事業者は、林業機械導入により取得した機械を常に良好な状態で管理し、その目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。また、管理の状況を明確にするため、機械の種類、型式、取得価格、所在及び取得年月日を記載した台帳を備えるものとする。
- 2 広域本部等の職員は、耐用年数の期間内において、必要に応じて取得機械の管理状況の確認を行うことができるものとし、補助事業者はこれに協力しなければならないものとする。

(機械の処分等の取扱い)

- 第16条 補助事業者は、本事業により取得した機械について耐用年数を経過する以前に処分(取得目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供すること)しようとするときは、別記第10号様式により知事に申請し、承認を得るものとする。
- なお、耐用年数経過後の処分についても、別記第10号様式を準用し、広域本部長等に届け出るものとする。

(災害の報告)

- 第17条 取得した機械が天災その他の災害を受けたときは、その機械を取得した補助事業者は、遅滞なく、その旨を広域本部長等に届け出るものとする。
- 2 広域本部長等は、前号の届出があった場合は、滅失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額、被災において講じた暫定措置及び防災・復旧措置等について調査確認するとともに、調査意見及び被災写真等を付して、別記第11号様式により知事に報告するものとする。

(林業機械購入に係る中古機械の取扱い)

- 第18条 中古機械を購入する場合は、安全性及び使用管理上、問題がないものであり、販売会社等の鑑定書又は証明書等を提出できるものに限り補助対象とする。
- なお、中古機械の購入に係る補助対象事業費は、再取得価格(中古機械と同じ新品のものを取得する場合のその取得価格)から法定耐用年数の減価償却費を控除した残存価格を上限とする。また、耐用年数を超えた中古機械の購入及び個人からの中古機械の購入は補助の対象外とする。

(事業完了後の機械の状況報告)

- 第19条 補助事業者は、機械の耐用年数内においては、毎年4月30日までに、利用状況報告書(別記第12号様式)を連携している林業事業体を経由して、知事に提出するものとする。
- なお、利用状況報告書には、導入した機械の現状写真を添付するものとする。
- 2 広域本部等の職員は、提出された利用状況報告書の内容を確認するとともに、必要に応じて現地検査を行うことができるものとする。

附 則

- 1 林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領（令和3年4月22日施行）は廃止する。
- 2 この要領は、令和4年4月25日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年4月17日から施行する。

別表【第2条関係】

1 事業内容	新たに異業種から林業に参入する事業者が、林業の用に供するための機械を導入することを支援し、もって、林業の振興を図るもの。
2 補助事業者	日本標準産業分類中「林業」を除く業種（以下「異業種」という。）を営む者。
3 補助条件	<ol style="list-style-type: none"> (1) 林業事業体と協定を締結していること。 (2) 林業・異業種連携促進対策事業実施要領第5条に定める事業実施計画が承認されていること。
4 補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助事業者が所有する建設業用等の機械を次に掲げる林業用機械とするためのアタッチメント交換に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ プロセッサ ・ フェラーバンチャ ・ スイングヤーダ ・ ハーベスタ ・ グラップル <p>※林業用機械とするためのアタッチメント交換に要する経費には、林業用アタッチメントを購入により取得し、既存の建設業用等の機械のアタッチメントと交換する経費で、林業用アタッチメント購入費のほかその取付費用を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 次に掲げる林業機械の購入に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自走式搬器 ・ チェーンソー ・ 植栽器具 ・ 林内作業車 ・ 刈払機 ・ 運搬用ドローン ・ その他森林整備・素材生産事業に必要な機械（異業種が所有する機械を素材生産活動等の用に供する目的で、付属機械を購入する場合を含む）の購入に要する経費
5 補助率	1/2 以内

年度（ ）年度）林業・異業種連携機械導入支援事業（変更）計画書

1 補助事業者等									
補助事業者等名	フリガナ（ ）								
代表者氏名	フリガナ（ ）								
所在地	〒								
消費税の課税方式	<input type="checkbox"/> 一般課税		<input type="checkbox"/> 簡易課税		<input type="checkbox"/> 免税				
2 連絡先									
担当者職氏名									
電話/FAX	/								
E-Mail									
3 事業費内訳及び補助金額（単位：円）									
	事業の内容	林業機械名	規格	数量	単価	事業費	工期		
							着手予定 年月日	完了予定 年月日	
1									
2									
3									
4									
総合計	総事業費								
	負担区分	補助金(1/2以内)	申請者負担	その他					
※消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。 ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。 ※行が足りない場合は適宜追加すること。									
4 上記林業機械の選定理由									
(数量・性能の必要性を記載すること。)									
5 林業・異業種連携における役割									
(本事業が果たす役割、林業機械の使用用途、今後の作業内容等を記載すること。)									
6 事業目標値									
〇〇の目標（単位）	※左記には、作業道開設・延長（m）、下刈り（ha）、植付（ha）等、本事業で導入した機械等を活用して、今後実施する作業内容について記載すること。								
現状値	1年次		2年次		3年次				

別記第2号様式【第5条・第7条関係】

第 号
年 (年) 月 日

(補助事業者等) 様

熊本県知事 印

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業実施 (変更)
計画承認について (通知)

年 (年) 月 日付け 第 号で申請のありましたこのこと
については、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を (変更) 内示しますので、補助金 (変更) 交付申請書を
年 (年) 月 日までに提出してください。

記

補助金 (変更) 内示額 円

別記第3号様式【第9条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者等)
氏名

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業補助金交付
決定前着手承認申請書

このことについて、 年 (年) 月 日付け 第 号で承認の
ありました 年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業実施計画に基
づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので林業・異業種連携機械導入支援
事業実施要領第9条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定前に着手が必要な理由

2 着手の計画

事業費目	事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、この損失は補助事業者等が負担する。
- (2) 交付決定を受けた額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第4号様式【第9条関係】

第 号
年 (年) 月 日

(補助事業者等) 様

熊本県知事 印

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業補助金交付
決定前着手承認通知書
年 (年) 月 日付け 第 号で承認申請のありまし
たこのことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定によ
り承認したので通知します。

別記第5号様式【第10条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者等)
氏名

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業着手届
年 (年) 月 日付け 第 号で補助金交付決定の
ありました 年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業について、下
記のとおり着手しましたので、林業・異業種連携機械導入支援事業実施要領第10条の
規定により提出します。

記

事業費目	事業内容	事業費(円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

別記第6号様式の1【第11条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者等)
氏名

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業完了届
年 (年) 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあ
りました 年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業について、
下記のとおり完了しましたので林業・異業種連携機械導入支援事業実施要領第11
条の規定により提出します。

記

1 完了の内容

事業費目	事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

別記第6号様式の2【第11条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者等)
氏名

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業一部完了届
年 (年) 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあり
ました 年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業について、下記1
のとおり一部完了しましたので、林業・異業種連携機械導入支援事業実施要領第11条
の規定により提出します。

つきましては、下記2の理由により事業全体の完了前に使用したいので、完了部分に
ついて確認検査をお願いします。

記

1 一部完了の内容

事業費目	事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 事業全体が完了する前に使用する理由

3 添付資料

- (1) 一部完了した事業の契約書等金額を確認できる書類
- (2) 事業名及び導入年度を標示した林業機械の写真

確 認 検 査 調 書

事 業 名	年度（ 年度） 林業・異業種連携機械導入支援事業
補 助 事 業 者 等	
事業費（補助金額）	円（ ）円
交 付 申 請 年 月 日	年（ 年） 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年（ 年） 月 日
交 付 決 定 番 号	
交付決定前着手承認有無	有 ・ 無
交付決定前着手承認日	年（ 年） 月 日
事業着手年月日	年（ 年） 月 日
事業完了年月日	年（ 年） 月 日
完了検査年月日	年（ 年） 月 日
検 査 立 会 人	
<p>○検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p style="text-align: center;">年（ 年） 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">検査員 職・氏名 （署名又は記名押印）</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 様</p>	

別記第10号様式【第16条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者等)
氏名

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業により取得した
機械の処分について

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業により取得した機械に
ついて、下記のとおり処分したい(した)ので、林業・異業種連携機械導入支援事業実施
要領第16条の規定により申請します(届け出ます)。

記

1 処分しようとする(した)理由

2 処分の内容

(1) 取得機械

取得年月日	処分機械	型式	数量	事業費	補助金

(2) 処分計画

処分内容	処分(予定)日	処分の相手方	処分の経費	残存簿価	備考

※処分内容は、目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保のいずれかを記載すること。

別記第11号様式【第17条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

〇〇広域本部〇〇地域振興局長

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業により取得した
機械の被災報告について

年度 (年度) 林業・異業種連携機械導入支援事業により取得した機械が
〇〇〇〇により被災したので、林業・異業種連携機械導入支援事業実施要領第17条の
規定により下記のとおり報告します。

記

1 被災した機械の概要

- (1) 補助事業者等名
- (2) 機械名
- (3) 型式
- (4) 数量
- (5) 事業費
- (6) 補助金
- (7) 取得日

2 災害の概要

- (1) 被災場所
- (2) 被災原因 例) 令和〇年〇月〇日 (〇) 午後〇時〇分、台風〇号により転倒・破
損 (〇〇气象台発表 〇m/S瞬間風速)
- (3) 被災程度 例) 転倒により (機械名) の〇〇部分が破損し、稼動不可。
- (4) 被災額

3 復旧計画等

- (1) 講じた応急措置
- (2) 復旧計画
 - ア 計画内容
 - イ 復旧見込額
 - ウ 復旧時期

4 その他 (被災写真等)

別記第12号様式【第19条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者等)
氏名

林業・異業種連携機械導入支援事業等により取得した機械の利用状況報告
について

林業・異業種連携機械導入支援事業等により取得した機械について、林業・異業種連携機械導入支援事業実施要領第19条の規定により、下記のとおり利用状況を報告します。

記

1 報告対象林業機械

	①	②	③	④	⑤
年度					
機械名					
型式					
数量					
事業費					
補助金					
取得日					

2 添付書類

導入した機械の現状写真